

奈良県風しん抗体検査事業仕様書

1 委託業務の名称

奈良県風しん抗体検査事業

2 委託業務の目的

先天性風しん症候群の発生を防ぐために、希望者が医療機関において風しん抗体検査を無料で受けられる体制を整備し、風しん予防ワクチンの効果的な接種促進を図るため、受託して検査を実施することを希望する医療機関（奈良県内（奈良市を除く））と個別に契約する。

検査の対象者

対象者は、受託者である医療機関（以下「医療機関」という。）において風しん抗体検査を希望する奈良県在住の者（奈良市在住の者を除く。）のうち、初めての妊娠を希望する女性若しくは妊娠を希望する女性の同居者（配偶者等）又は抗体価が低い妊婦の同居者（配偶者等）とする。なお、いずれの場合も平成2年4月1日以前生まれの者を対象とする。

ただし、次に掲げる者は対象外とする。

- [1]過去に風しん抗体検査を受けたことがある者
- [2]明らかに風しんの予防接種歴がある者（※2回以上）
- [3]検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者

この事業による風しん抗体検査の受検を希望する者は、奈良県（疾病対策課又は県保健所）に申し込み、受診票の交付を受けるものとする。また、検査内容が奈良県に提出され、奈良県の風しん対策に活用されることに同意するものとする。

3 委託業務の内容

(1) 検査の実施

医療機関は、受検希望者（以下「受検者」という。）に対し、H I 法（※）による抗体検査を行うものとし、採血日と検査結果の告知日が異なる場合には、採血後に検査控えとして「奈良県風しん抗体検査受診票」（以下「受診票」という。）（様式2 受検者控）を受検者に交付する。

検査の実施期限は、令和9年2月28日までとする。

※H I 法以外の検査は、支払の対象外とする。

(2) 検査結果の報告等

- ① 検査を実施した医療機関は、検査結果を受診票（様式5 受検者への結果告知用）により受検者に速やかに告知する。
 - ② 医療機関は、受診票（様式3 奈良県送付分）に請求書及び実績報告書を添付し、令和9年3月31日までに県に報告するものとする。
 - ③ 医療機関は、受診票（様式4 受託医療機関控）を控えとして保存する。
- なお、検査結果の基準は、別添、平成26年2月25日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「予防接種が推奨される風しん抗体価について」によるものとする。

(3) 検査費用

この事業による検査費用は全額県が負担し、委託契約に基づき、県が医療機関に支払うものとする。受検者に対し費用負担は求めない。

4 委託料

検査は3の(1)のとおりとし、検査費用は次のとおりとする。

H I 抗体価検査費用（初診料、採血料、検査診断料、検査費用、検査結果の告知）

1 検査当たり 5, 560 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

※受検希望者の申込受付は、令和9年1月29日まで

※受診票の有効期限（受検者が医療機関で検査可能）は、令和9年2月28日まで

6 委託料の支払

必要書類（受診票（様式3 奈良県送付分）、請求書（様式6）、実績報告書（様式7））の提出期限は令和9年3月31日とし、県は不備のないことを確認した場合は、請求書を受理した日から30日以内に医療機関に委託料を支払うものとする。

※令和9年3月1日以降の検査については支払の対象外とする。

※受検者への結果告知及び請求書の受付最終期限は、令和9年3月31日とする。

（受検者への結果告知を令和9年4月1日以降に実施した場合は支払の対象外とする。）

7 契約保証金 免除

8 応募資格

当該委託事業を実施（受託）できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 奈良県内（奈良市を除く）に事業所等を有する医療機関であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (5) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でないこと。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）第2条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

9 関係資料の保存

この事業に係る受検者の関係資料は、医療機関及び県において、5年間保存する。

10 この事業に係る様式は奈良県ホームページ（疾病対策課 風しん抗体検査事業の受託について）に掲載するものとする。

11 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を受託者に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

12 委託者は、この委託契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者、受託者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

13 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 受託者が正当な理由なくしてこの契約の各項に違反したとき。
- (3) ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前記①～⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、前記①～⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前記⑥に該当する場合を除く。）において、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を委託者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 14 受託者は、13により契約を解除されたときは、違約金を委託者に支払うものとする。違約金の額は委託者、受託者協議の上定めるものとする。
- 15 受託者は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- 16(1) 受託者は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
(2) 受託者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により県の承諾を得なければならない。
(3) (2)の場合において、受託者は第三者の行為について県に対して全ての責任を負うものとする。
- 17(1) 受託者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
(2) 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- 18 奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）にのっとり、別紙公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）を理解した上で受注すること。
- 19 この契約事項に定めのない事項又はこの契約事項について疑義が生じたときは、委託者、受託者協議の上これを定める。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - (1) 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - (2) 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - (3) 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - (4) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - (5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。